

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日立物流労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 29 年 3 月 22 日以降

2 場所

別記の都道府県における日立物流労働組合の組合員が勤務する株式会社日立物流の全職場

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 29 年 3 月 6 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

| | | |
|------|-----|-----|
| 北海道 | 宮城県 | 福島県 |
| 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 |
| 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 |
| 神奈川県 | 新潟県 | 富山県 |
| 石川県 | 山梨県 | 静岡県 |
| 愛知県 | 三重県 | 滋賀県 |
| 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 |

島根県
山根県
佐賀県

岡山県
香川県
宮崎県

広島県
福岡県
岡山県